

平成 21 年 10 月 20 日

各 位

東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号  
株 式 会 社 パソナテック  
代 表 取 締 役 社 長 森 本 宏 一  
コ ー ド 2 3 9 6 ジ ャ ス ダ ッ ク  
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 室 長 尾 崎 賢 治  
(TEL:03-6415-3535)

定款一部変更および全部取得条項付普通株式の取得に係る承認決議  
ならびに全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 9 月 17 日付「定款の一部変更および全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」(以下「当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更および当社による全部取得条項付普通株式(下記に定義します。)の全部取得について、臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)および普通株主様による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、下記のとおりいずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

また、当社は、全部取得条項付普通株式について、本日開催の取締役会で平成 21 年 11 月 24 日を基準日(以下「基準日」といいます。)と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、当該株主の有する全部取得条項付普通株式を、平成 21 年 11 月 25 日を取得日として当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき 3,442 分の 1 株の割合をもって当社の A 種類株式を当社が交付する株主として定めることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 当社定款の一部変更および当社による全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容

当社は、当社プレスリリースにてお知らせしましたとおり、以下の内容の当社定款の一部変更および当社による全部取得条項付普通株式の取得について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会および本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、普通株式とは別の A 種類株式を発行する旨の定めを新設いたします。
- ② 上記①の変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項(以下「全部取得条項」といいます。)を付す旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。

- ③ 会社法第171条ならびに上記①および②による変更後の当社定款に基づき、株主総会の決議によって、全部取得条項付普通株式を有する株主様（以下「全部取得条項付普通株主様」といいます。）から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、A種種類株式を交付します。この際、株式会社パソナグループ（以下「パソナグループ」といいます。）を除く全部取得条項付普通株主様に交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

## II. 当社定款の一部変更および当社による全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の承認決議

### 1. A種種類株式に係る定款一部変更の件の承認決議

#### (1) 承認可決された事項の内容

A種種類株式に係る定款一部変更の件は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、承認可決されました。当該議案に係る定款変更の内容は、当社プレスリリースの「A種種類株式に係る定款一部変更」に記載のとおりです。

#### (2) 定款変更の効力発生

A種種類株式に係る定款一部変更の件に係る定款変更は、本臨時株主総会の承認可決をもって既に効力が発生しております。

### 2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件の承認決議

#### (1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項に係る定款一部変更は、本臨時株主総会における第2号議案および本種類株主総会の議案として付議され、承認可決されました。当該議案に係る定款変更の内容は、当社プレスリリースの「全部取得条項に係る定款一部変更」に記載のとおりです。

#### (2) 定款変更の効力発生

全部取得条項に係る定款一部変更は、本臨時株主総会および本種類株主総会の承認可決により、平成21年11月25日に効力が発生します。

### 3. 全部取得条項付普通株式の取得の決定の件の承認決議

#### (1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得の決定の件は、本臨時株主総会における第3号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、当社プレスリリースの「全部取得条項付普通株式の取得」に記載のとおりです。

#### (2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生

全部取得条項付普通株式の取得の効力発生は、全部取得条項に係る定款一部変更に係る定款の効力が生ずることを条件として、平成21年11月25日に効力が発生します。

#### (3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続き

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、全部取得条項付普通株主様に割当てられることとなる1株未満の端数の合計数（ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式について、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てパソナグループに対して売却することを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却代金につきましては、必要とな

る裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、基準日において全部取得条項付普通株主様が保有する全部取得条項付普通株式数に88,000円（パナソニックグループが当社の普通株式に対する公開買付けを行った際における買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に対して交付できるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(4) 取得日

平成21年11月25日といたします。

III. 上場廃止の予定

本定款一部変更等の結果、当社普通株式は、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます）の上場廃止基準に該当しますので、当社普通株式は、平成21年10月21日から同年11月18日までの間、整理銘柄に指定された後、同年11月19日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後はジャスダック証券取引所において取引することはできません。

(注) ジャスダック証券取引所による平成21年4月8日付け通知「株券等の5日目決裁及び期間売買停止の廃止の実施予定日について」に基づいて当該日程としておりますが、株券等の5日目決裁の廃止が予定通り行われない場合は、上場廃止日は平成21年11月18日（最終売買日は平成21年11月17日）となる予定です。

IV. 定款の一部変更全部取得条項付普通株式の取得に関する日程（予定）

全部取得条項に係る定款一部変更の通知公告	
全部取得条項付普通株式全部の取得およびA種種類株式交付の基準日設定に関する通知公告	平成21年10月20日（火）
整理銘柄への指定	平成21年10月21日（水）
当社普通株式の売買最終日	平成21年11月18日（水）
当社普通株式の上場廃止日	平成21年11月19日（木）
全部取得条項付普通株式の取得およびA種種類株式交付の基準日	平成21年11月24日（火）
全部取得条項に係る定款一部変更の効力発生日	
全部取得条項付普通株式の取得およびA種種類株式交付の効力発生日	平成21年11月25日（水）

以 上